

『故郷（ふるさと）』

作詞：高野辰之

作曲：岡野貞一

うさぎ追いし かの山
こぶな釣りし かの川
夢は今も めぐりて
忘れがたき ふるさと

※写真は歌のイメージです

特集 2

8月は同和問題啓発強調月間です

～自分を見つめてみましょう～

● 問合先 生涯学習課人権・同和教育係（☎ 23-3186）

人には誰しも故郷があります。生まれ育った場所に、愛情や誇りを持って生活しています。言うまでもなく、人は生まれる場所を選ぶことはできません。あたりまえの話です。

それなのに、私たちが暮らすこの社会には、この『あたりまえ』のことを理由にした差別があります。生まれた場所や育った場所、住んでいる場所など、いわゆる住所で人の値うちを差をつける『部落差別』です。

部落差別は人生を奪います。例えば、優れた能力がありながら就きたい職業への道を閉ざされたり、世間体を気にする周囲によって愛を引き裂かれたりするなど、部落差別によって引き

起こされるさまざまな人権侵害は『同和問題』と呼ばれ、人権の世紀と期待された21世紀においてもなお、日本における重大にして最も深刻な社会問題です。

同和問題は「昔から言われているから」「みんなが言っているから」という、周囲の意見に左右される日本人の悪しき風習によって引き継がれてきた、日本固有の人権問題です。同和問題の解決なくして、日本における人権問題の解決はあり得ません。

8月は同和問題啓発強調月間です。この機会に自分を見つめてみませんか。差別をなくす第一歩は、自分と向き合うことから始まります。

2025 伊万里市

8月は同和問題啓発強調月間です

同和問題講演会

同和問題の解決には、誤った考え方や偏見に惑わされずに、同和問題について正しく認識し、差別に気づき、差別を許さない心を持つことが必要です。「自分には関係ない」という考えが、差別を温存し助長することにもなりかねません。ひとりひとりが「自分自身の問題」ととらえ、きちんと向き合っていくことが大切です。

これからの部落問題

入場無料

日時

8月26日(火)

13:30 ~ 15:25 [開場 13:00]

会場

伊万里市民センター
(文化ホール)



オープニング アトラクション

伊万里市職員がお届けする
「いま、あなたに伝えたいこと」

講師

角岡 伸彦 さん

▼プロフィール

1963年8月6日、兵庫県加古川市生まれ。
関西学院大学社会学部を卒業後、
神戸新聞記者などを経て、
フリーライター
大阪市在住



※ 手話通訳・要約筆記を行います。

※ 託児所がありますので、ご利用の方は8月15日(金)までに下記へお申し込みください。

〈主催〉伊万里市／伊万里市教育委員会／伊万里市人権・同和教育推進協議会
〈問い合わせ先〉伊万里市役所 生涯学習課 ☎ 0955-23-3186

いま、あなたに伝えたいこと

差別とは

差別とは、差別をする人が自分に都合のいいことを正当化するために、理由にならないことを口実にした、命をも奪う言いがかりのことです。差別は、差別をする人がいるから起こります。つまり、差別をする人が、差別する理由を作っているのです。

差別は見ようとしないければ見えません

「自分が知らないから差別はない」と考えず、差別がどこに隠されているのかを見抜く力を身に付けることが大切です。そのためには、さまざまな学びの場を通して正しい理解と認識を深め、確かな人権感覚を育むことが必要です。

差別は自然にはなくなりません

「そつとしておけば差別はなくなる」「知らない人

自分の幸せを守ることにつながります。

子どもの目線を大切に

教えるから差別がなくならない」と考える人も少なくありません。いわゆる『寝た子を起すな』という考え方です。正しいように聞こえるかもしれませんが、この考え方が正論であるためには誤ったことを教える人がいないことが前提になります。しかし、そんなことはあり得ません。なぜなら私たちが生活する社会にはインターネットの普及によって、さまざまな情報があふれているからです。

人は正しい知識を持たない場合、疑うことなく誤った情報を信じる傾向にあります。誤った情報に惑わされなために、同和問題を正しく知ることが大切です。

差別をなくすのは自分のためです

人は幸せになりたいと願っています。災害や病気、火事、犯罪、交通事故などさまざまな生活課題がその願いを妨げています。差別もそのうちの一つであり、差別をなくすことは、

あなたが変われば社会が変わります

『差別をなくす』という壮大なイメージが先行して、ともすれば無力感に陥ってしまいがちですが、私たちが「自分にもできることがある」と思えたとき、同和問題は解決に向けて、大きく動き出します。なぜなら、社会は私たち一人一人できているからです。あなたが変われば社会も変わります。自分を見つめましょう。差別をなくす第一歩は、自分と向き合うことから始まります。

知っていますか

部落差別解消推進法

平成28年12月に『部落差別の解消の推進に関する法律』が施行されています。

市は、この法律が制定されたことを受け『伊万里市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例』に新たな施策を盛り込み、より充実した取り組みを推進しています。

『部落差別の解消の推進に関する法律』が制定された背景には、大きく3つの理由があります。

- ① インターネットの普及によつて部落差別が拡大し悪質化していること
 - ② 就職や結婚に関する身元調査が後を絶たないこと
 - ③ 解決したわけでもないのに『同和問題は過去の問題』という誤った意識が広がっていること
- 『部落差別の解消の推進に関する法律』の主な内容
- ① 部落差別は過去の問題ではなく、問題ではありません
 - ② 部落差別は許されない『社会悪』です。一日も早く解消しなければいけません。
 - ③ 部落差別の解消は私たち

一人一人の課題です

部落差別は『差別される人』の問題ではなく『差別する人』の問題です。一人一人が正しい理解と認識を深めることが必要です。

③ 部落差別の解消は

行政の責務です

国や地方公共団体は、部落差別の解消へ向けた効果的な施策を行います。

④ 部落差別を受けた人への相談体制を確立します

部落差別の被害者が泣き寝入りすることがないよう、的確に対応できる相談体制の充実に努めます。

⑤ 部落差別に重点を置いた人権教育および啓発を行います

部落差別を重点とした人権教育の推進を図り、あらゆる機会を捉えた啓発活動を行います。

⑥ これまでの取り組みの

効果を検証します

国や地方公共団体は、これまでの取り組みの成果や問題点を検証し、今後の指針とするための実態調査を行います。

いっしょに学びましょう

市は『市人権・同和教育推進協議会』や『市人権・同和教育地域推進員』など、市民の皆さんとの協働で、地域に密着した各種研修講座を開催しています。身近な研修講座に気軽に参加してみませんか。



市人権・同和教育推進協議会とは

同和教育をはじめとするさまざまな人権課題の解決を目的に、昭和52年に発足した市民の代表（区長、自治公民館長、民生委員・児童委員、小・中学校PTAなど）で構成する人権啓発団体です。

市人権・同和教育地域推進員とは

教育委員会が委嘱する、地域における人権・同和教育のリーダーです。コミュニティセンター単位で2人ずつ、26人の推進員が活動しています。昭和54年にスタートした伊万里市独自の制度です。

【指導者育成講座】

年間を通して『なるほど！ザ・じんけんゼミナール』を開催しています。人権感覚あふれる身近な人の存在は、人権意識の向上に大きな影響を与えることから、地域における等身大のリーダーを育成しています。

【地区巡回講座】

自治公民館で、皆さんと、同和教育をはじめさまざまな人権問題について語り合っています。

【PTA研修講座】

大人社会の潜在意識は、子どもの人間形成に大きな影響を与えます。子どもを取り巻く学校・家庭・地域・職場に接点を持つPTA世代の皆さんを対象にした研

修会を展開しています。

【各種団体への出前講座】

地域に密着した教育・啓発を推進するため、老人クラブ、民生委員・児童委員、区長会など、地域とのつながりが深い皆さんに出前講座を行っています。

【職場への出前講座】

皆さんのライフスタイルに即した学習機会を提供するとともに、風通しの良い職場環境づくりの手伝いをしています。

【小・中学生の人権作品展】

12月の人権週間に、小・中学生が制作した書道やポスター、標語などを展示しています。

【インターネットモニタリングの実施】

差別的な書き込みや動画などを発見した場合に、サイトの管理者に削除するように要請しています。悪質なもののについては県や法務局などの関係機関に連絡し、対応を依頼することもあります。

■ 人権問題に関する市民意識調査

12月に実施する予定です。現在を知らずに、未来は語れません。これまでの取り組みの成果を検証して、今後の指針となる基礎資料を収集します。

■ 研修講座に申し込みませんか

サークルや職場へ、講師として『同和教育指導員』を派遣しますので、気軽に申し込んでください。

◆どこで開催してもいいの？

市内であれば、希望する場所に講師を派遣します（個人宅は除きます）。

◆いつでもいいの？

土・日曜日、祝日も対応します（12月29日～1月3日は除きます）。講座1回当たりの時間は20分～2時間程度です。

◆研修の内容は？

同和教育をはじめ、さまざまな人権問題について話をします。要望に応じて、啓発映画などの視聴覚教材が使用できます。

◆研修の費用は？

講師の交通費や謝礼などは一切不要です。ただし、会場使用料などは、依頼者で負担してください。

◆申し込み方法は？

生涯学習課（☎23-3186）に問い合わせてください。できるだけ希望の日時に講師を派遣します。



私たちが
同和教育指導員です！